

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	ALSHAMMARY Sfoug Faraj H (あるしゃまり すふおぐ)
○学位の種類	博士 (政策科学)
○授与番号	甲 第 1160 号
○授与年月日	2017 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	Balance of Power and Deterrence between Saudi Arabia and Iran in the Era of Post-Arab Uprisings and Shale Oil Revolution (アラブの春及びシェール革命以降のアウジアラビア・イラン間の勢力均衡及び抑止)
○審査委員	(主査) 宮脇 昇 (立命館大学政策科学部教授) 重森 臣広 (立命館大学政策科学部教授) 上久保 誠人 (立命館大学政策科学部教授)

<論文の内容の要旨>

I. 本研究の目的、背景および全体構成

米軍に依存していた地域の力の均衡や抑止は、米軍の撤退戦略によっていかに変わるのか。2011年のいわゆるアラブの春とシェール革命を経た中東の現実は、この問いをつきつける。アラブの春と呼ばれる現象は、とりもなおさず民衆による民主化運動として始まった、あるいはそのような要素を保っていたが、その動乱・騒乱が続くにつれ変質し、リビアやシリアのように内戦に陥るか、エジプトのように民主化は後退した。その中でイランと地理的・歴史的に対面し政治的に対峙してきたサウジアラビアを事実上の盟主とする湾岸協力会議 (GCC) は、同地域からの米軍の撤退戦略に直面する。アメリカのアジア回帰とシェール革命により中東の政治的比重が低下し、米軍撤退が進む中、サウジアラビアあるいは GCC の対イラン抑止戦略や勢力均衡政策は、どのように変化したのか。湾岸を源とする日々の事実の集積ではこの問いへの応答は断然不足する。この問いに答えるには、国際政治学の学術的な手法を用いる必要がある。

本研究は、このような問題意識に基づいて国際政治学とりわけ現実主義の観点から、アラブの春とシェール革命という湾岸を大きく変容させた2つの背景を射程におさめ、湾岸地域の勢力均衡と抑止の変化を分析する。これまでの先行研究が、ともすればアメリカの中東政策、イラン政策の観点からこの地域を切り取るものであったのに対し、上記の2つ

の背景に基づき本研究はサウジアラビアを主体として登場させ、イランとの勢力均衡政策や抑止について正面から立論するものである。一方で、サウジアラビアを盟主とする GCC は、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、クウェート、カタール等の湾岸諸国をもって構成され、イランへの封じ込め政策の一翼を担ってきた。イエメンにおける空爆への関与に見られるとおり、アメリカと GCC 諸国との政治的・軍事的連携は、今日きわめて重視されている。他方でイランは、1979 年のホメイニ師によるイラン・イスラム革命以降、民主的選挙を経た政権交代を重ねつつ、革命の輸出、シリアやイラクへの関与、核開発計画の疑惑、等の国際的批判にさらされ、ともすれば外交的孤立に陥ることが多かった。この GCC 対イランの構図に加えて、宗派面ではスンニ派とシーア派の対立が重なっている。さきの 2 つの背景によって、何次元にも見える複雑な情勢がいかに変容したかを本研究は、冗長な説明に陥ることなく、明晰にひもとく。

本研究の全体構成は、以下の通りである。序論及び第 1 章で当該地域の歴史を概観し、宗派対立の歴史性、イラン革命からイラン・イラク戦争、湾岸戦争に至る 20 世紀第 4 四半期の現代史、アラブの春、シェール革命、米軍の撤退戦略とアジア回帰について説明する。第 2 章で、安全保障の側面における当該地域の重要性について、西側や OPEC との関係、活発なテロ活動等の要素を述べる。これらの緻密な背景認識に基づいて第 3 章は、研究の問い、またそれを解くための分析枠組みである新現実主義の特徴、とりわけ勢力均衡論及び抑止論との関係が詳述され、国力（パワー）の変化の理論的説明を試みる。とりわけ従来の新現実主義理論では看過されていた国内要因の変化も含めたパワー論が展開される。第 4, 5, 6 章では、理論的枠組みに基づき当該地域の近年の変化を示すべく、サウジアラビアの外交ドクトリン、サウジアラビア・イラン両国の経済力・軍事力の分析、それら以外の同盟国の国力やプレゼンスの分析に基づく勢力均衡の変化について論究する。それらの丁寧な分析を踏まえて、第 7 章で結論に導く。

II. 各章の概要

各章の内容は、以下の通りである。

序論では、宗派対立の概要が示される。スンニ・シーア両派対立の歴史において、世俗性、歴史性、文化・民族性、外部勢力との関係の 4 つの要因を挙げて、宗教的な教義の対立にとどまらない両派の関係をひもとく。1950 年代の革命後のイラクの世俗化にみられるように、当該地域内の対立は、必ずしも伝統的にイスラム教内の宗派対立に収斂していたわけではない。しかしとりわけイラン革命の衝撃とその後の湾岸の緊張の長期化は、20 世紀後半の同地域の変化の主たる特徴であった。なお一層本研究で重要とされるのは、とりわけ第 4 要素である外部勢力との関係である。第二次世界大戦後、アメリカのプレゼンスが高まり、イラン・イラクの対立を経て二重の封じ込め政策が展開されたこと、GCC の設立による同地域の安定と対イラン政策の固定化、ウォルト(Steven Walt)やアーツ (Paul Arts) に代表される研究者が伝統的に湾岸の対立をサウジアラビアとイランの対立として記述してきたことが紹介される。

第1章では、20世紀から現在までのサウジアラビアとイランの関係性、とりわけアラブの春とシェール革命を含む近年の動向について概観される。アラブの春・シェール革命前後の比較に際して、この歴史の転換点がそれ以前の転換点といかに関わるかを述べる必要があるのは言を俟たない。それ以前の転換点とは、すなわちイラン革命、イラン・イラク戦争、湾岸戦争、そしてイラク戦争である。動乱の続くかのように見える同地域も1990年代後半には比較的良好な関係があったことが示されるなど、従来の主たる中東研究がとりあげなかった点についても論及する。爾前に較べて爾後のもつ特徴は、米軍の撤退動向にある。確かにアメリカは一方でシリア、イエメン等で軍事作戦を続けているものの、他方でアメリカはアラブの春とシェール革命後の対イラン政策という意味で米軍のプレゼンスを低下させている。シリア、イエメンにおける作戦は、いずれもGCCの直接・間接の関与を前提としており、米軍のプレゼンスの低下を補完する役割を担っていることが示される。

第2章は、同地域の安全保障について多角的に論じる。世俗性、イスラム教内の主導権、西側との関係、OPEC内の競合、核開発、テロ支援等の争点をめぐってサウジアラビアとイランが対立を深めてきた経緯を分析する。とりわけイランの核開発計画をめぐるIAEAの査察、国連制裁、6ヶ国協議を経て、イランの軍事力増大の懸念が高まってきた理由として、イラン革命後の対米関係の急変が挙げられる。もともとイランの原子力開発は1967年のアメリカによる研究炉技術の提供を嚆矢とし、革命後のイランの孤立によって軍事利用目的の開発への道にイランを追いやることになった。革命後の孤立のもう1つの主たる要因であるヒズボラ等への長年の支援は、アメリカ国務省の報告にあるようにイランをテロ支援国家として西側諸国によって認識せしめることに導いた。このようにサウジアラビアとイランの両国の対立は、外部勢力であるアメリカ外交を巻き込んだ形でおおむね固定化されてきた。しかし、それがアラブの春とシェール革命を主因とするオバマ政権の外交政策の転換により、外部勢力の撤退戦略という形で決定的に変化しているのが現状である。

第3章ではこれらの背景の記述をもとに、研究の問いが示される。すなわち、アラブの春とシェール革命は、サウジアラビアとイランの勢力均衡や抑止に影響を与えたのかという問いである。アラブの春を民主化運動の結末とするならば、これは政治体制の転換にすぎない。同盟の組み替えがない限り、現実主義的理解がこれらをパワー論の射程に収めることは少なかった。しかし、政治体制の転換や不安定化は、パワーや抑止に影響を与えているのではないか。本研究のオリジナリティの1つは、革命や動乱という内的変化がパワーにいかなる影響を与えたのかという問いと分析が、シェール革命後の中東依存度の低下によるアメリカの国益認識の変容と相俟って、新現実主義理論の基礎をもとに展開される場所にある。新現実主義は、システム、主要行為主体、アナーキー、自助、安全保障のジレンマ、極化(polarity)といった理論的構成に基づくものである。本研究はこれらの構成を基盤として、勢力均衡の定義を、抑止論をふまえて内的・外的パワーも含めた形で行い、同時に政策としての勢力均衡政策を防衛的・攻撃的両面の現実主義論をもとに理解する。また従来の理論的理解では不足する国内の変化を内的要因として整理することを要する。

第4章は、同地域固有の要素をふまえた理論の適用について述べる。当該地域では、新現実主義の観点から、国連の安保理決議なしに開始され外部勢力も関与したイラン・イラク戦争を事例に当該地域のもつアナーキー性はその1つであり、イラン側が自助により戦争を長期化させ外部勢力に依存しない国内社会の建設に傾倒したという内的要因を勢力均衡論に包含して考察する重要性を示唆する。イランが攻撃的新現実主義をとったのに対して、当時現状維持政策をとったサウジアラビアは防衛的なそれであった。アメリカのプレゼンス増大と重なり、対極的な2者の政策は、同地域に顕著なものであった。米軍のプレゼンスはイランの勢力拡大を抑止することに通じ、イラク戦争後の2007-2008年には米軍のプレゼンスは、頂点に達した。しかしアラブの春とシェール革命を経て、アメリカのプレゼンスは低下し、サウジアラビアは自ら直接的な抑止の前面に立たされることとなった。その産物として生まれたのがサウジアラビアの新しい外交ドクトリンである。911以降徐々に間隙を生んだとはいえ強固な同盟が続いていたアメリカ・サウジアラビアの関係が、バーレーンの民主化運動の鎮圧をめぐる静かな対立、ISISとの関係、そしてイランの核開発計画をめぐる対応に現れるように、多国間主義外交に一層傾斜し、同時に民主化運動に理解を示しがちであったオバマ政権期に、両者の間隙が広がった。オバマ政権の外交が、ブッシュ政権のそれと異なる別の理由は、いわゆる単独行動主義ではなく、歴代の民主党政権の安全保障政策に顕著などおり多国間主義を展開してきたことにもある。アラブの春、シェール革命、そしてアメリカの政策転換を背景に、サウジアラビアが地域大国として自ら再認識して勢力均衡と抑止策の維持に乗り出したことを象徴するのが、このドクトリンである。

第5章では、サウジアラビアとイランの軍事力及び経済力の分析を行う。国際政治学におけるパワーには、影響力、意思決定への関与等の要素があることを示した上で、勢力均衡の概念が単に軍事的均衡にとどまるものではなく、経済的、人的、政治的側面にも及ぶものであると解説する。この前提に立脚して、数あるパワーの測定方法のうち、軍事費、経済力などの単一的なパワー測定に基づくよりも、国土、人口、産業力、軍事力に核開発能力を乗じた先行研究、あるいは国土・人口等の基盤、経済力、軍事力の和と戦略性、意思の和を乗じた計算方法等を俯瞰する。本研究では、国民総生産の相対性を基礎とする計算、およびそれに軍事的強度を加えた計算モデル、さらにエネルギーも加えた形のモデルを利用して、サウジアラビアとイランの両国のパワーを算出した。加えて、伝統的なパワー算出にもとづく分析では、本研究が射程に収める上述の国内要因の変化を算出できないため、HDIやWGIといった人間開発・統治両面の数値を含めた分析手法を自ら開発して均衡の分析を行う。

第6章は、外部勢力の分析に論を進める。湾岸地域の外部であるにもかかわらずこの地域に関係するエジプト、シリア、イエメン等を事例に、これらの諸国の内的変化が拡大的勢力均衡にいかに関与したかを示す。これら諸国は、アラブの春の影響を受け、かつGCCと特有の関係を有している。アラブの春とシェール革命以降、シリアにおけるイランの勢力増大を除けば相対的にGCC諸国に均衡は有利となっていることが示された。近年のイエメン内戦におけるGCCの関与に見られるごとく、GCCは軍事的同盟としての性格を濃くしており、米軍のプレゼンス低下と軌を一にするものである。むしろサウジアラビアが拡大抑止の観点から現在も米軍のプレゼンス

を欲することに変わりはないものの、サウジアラビアは攻撃的な新たな戦略をとらざるを得ない。

第7章では、これまでの分析結果に基づいて結論が提示される。中東における変化とシェール革命を主因とする米軍のプレゼンス低下により、勢力均衡と抑止の維持のため、サウジアラビアは攻撃的な新現実主義的政策をとらざるを得なくなった。イラン側による対西側宥和路線ならびに核開発をめぐる6ヶ国合意によりアメリカの外交関与の低下を、サウジアラビアは危惧する。この数十年米軍のプレゼンスに依存してきたGCCをはじめとするアラブ諸国が、世界の多極化の状況下で、自らの軍事力を増大させイエメンやシリア両内戦でイランと間接的に対峙するのは、その示唆的事例である。

<論文審査の結果の要旨>

I. 本研究の意義

本研究の意義は、アラブの春及びシェール革命以降の湾岸地域において、アメリカの政策変更と各国の民主化が湾岸諸国とイランの間の勢力均衡と抑止にいかなる影響を与えたのかを、ソフトパワーも含めた国力の変化を分析することにより考察することにある。シーア派とスンニ派の対立の歴史的文脈を、政治的、経済的側面から相対化したうえで、この対立史を本論文の構図の中でイランと湾岸諸国との対立に重ねて位置づけることの危うさを上首尾に回避したことは、本地域出身者である氏の客観的な研究を貫く姿勢を示すものである。イラン革命前後の変化にかんがみイランやサウジアラビアの政治体制との関連もふまえて説明し、研究上必要とされる価値中立性の保持を研究の前提とする。

アラブの春及びシェール革命以降の変化を主としてとりあげるにあたり、それ以前の歴史的变化への評価も忘れることなく、近年の変化を相対化し、米軍の撤退戦略という敏感な研究対象にアプローチする。むろんアメリカは、現在も即応戦力を堅持しており、もともと「オーバーザホライズン」戦略を採用してきた歴史があるものの、米軍の撤退を怖れるサウジアラビアが、いかに勢力の均衡と抑止を維持せねばならないかを外交ドクトリンをあげて示す。

とりわけ、本研究の問いである新現実主義を用いて分析する際の意味として、政策としての勢力均衡、状態としての勢力均衡といった古典的現実主義の研究蓄積に依拠するのは当然にせよ、それとの理論的調和性の高い新現実主義をも用いることにより、研究の方法論として、手法の一貫性が高く評価される。特に第4章、第5章では、従来の新現実主義理論の限界をふまえた上で、国内的要因の変化を含めたパワー計算の必要性を提示し、またそれを同地域に適用するにあたって重要な点として拡大抑止論を用いたことは、本研究の意義を高めるものになっている。国力の計算にソフトパワーも含め独自の指標で均衡の変化を実証的に明らかにしようとしたことは、湾岸地域というともすれば軍事的対立・宗教的対立が大きくとりあげられる地域を対象とする研究として、きわめて学術的な姿勢によって分析するものであり、高く評価される。

現状の解釈にむろんとどまることなく、実証分析の方法論について妥当な方法を用いて

検討することでより深い考察と知見を得ている。むしろ単なる地域研究ではなく、政策科学という視点から学術的考察を経て極めて意義ある研究結果とするためにも上述の点を達成している。また博士論文に期待される先行研究のレビューも十分である。これまで当該地域の近年の大きな変化をふまえた包括的研究の寡少さや先行研究の層の薄さに対して、精緻なデータ分析をもとに勢力均衡と抑止の変化を分析したことは、本研究分野における大きな貢献であると言える。

II. 本研究の課題と評価

審査委員会として本研究の課題を指摘するならば、下記の点を挙げることとなる。

第一に、本研究の主体は、GCC なのか、サウジアラビア一国なのか、論旨がやや不明瞭な点がある。両者の対イラン政策について、勢力均衡論であれ拡大抑止であれ、サウジアラビアという地域大国のもつ影響力に疑いの余地はない。しかし GCC として同盟関係を強化している以上、新自由主義制度論的な理解も可能ではないだろうか。第二に、ソフトパワーを含めた国力の計算を要するにせよ、コンストラクティビズム的理解をふまえたものである必要は皆無なのか、疑問が残る。

しかしながら、きわめてアプローチが困難な争点であるにもかかわらず、丁寧にインタビュー調査を行い、数理的な理解をふまえた同地域の勢力均衡論と抑止論をテクニカルな分析のみに陥ることなく、外交政策を一分野とする政策科学という視点から、また内的要因を含めた政策科学的なパワー理解に基づく政策科学的考察を経て、極めて意義ある研究結果と上述の知見を得たことは、高く評価できる。

以上により、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

審査委員会は、論文審査並びに口頭試問（2017年1月16日（月）13:00～14:00、OIC AS751教室）および公聴会（2017年1月26日（木）10:40～11:40、OIC AS751教室）を実施した。口頭試問、公聴会における学位申請者による内容説明および質疑応答を通じて、全体として本研究の意義と課題が的確に示された。

出版物に関しては、副論文として3編の投稿論文を審査委員会は確認した。すなわち、“Energy Stability in Arabian Gulf: Post-Shale Oil Revolution, U.S. Withdrawal and Arab Uprisings Era,” *Journal of Policy Science*, Vol.10, February, 2016, 及び査読付論文として“Arab Spring: Is It the Fourth Democratic Wave or a False Wave?,” *Policy Science* Vol.23-No.1, October, 2015, “Balance of Power: Gulf Cooperation Council (GCC) versus Iran in the Era of Post-Arab Uprisings,” *Policy Science*, Vol.23-No.2, February, 2016である。

本論文申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、本論文の内容、また公聴会で

の質疑応答を通じて、博士（政策科学 立命館大学）の授与に相応しい学識を有することが確認できた。

以上より、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第18条第1項に基づいて、「博士（政策科学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。